

公益通報の外部窓口（弁護士）の設置について

○公益通報について

当市では、平成24年4月1日から「公益通報者保護法」に基づく内部窓口を総務課人事係に設置しています。職員の法令違反や市政に対する市民の信頼を著しく損なう恐れのある行為があった場合には、内部窓口に通報することができます。受け付けた通報は、内部窓口において事実確認等の調査を行い、また、市長は改善措置の検討を指示します。なお、公益通報は実名によるものとしますが、通報者の秘密は守られ、また、通報者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

○外部窓口（弁護士）について

職員からの公益通報を公平性・透明性の高いものとし、コンプライアンス体制の一層の強化を図るため、内部窓口に加え、公平・中立な立場で適切に職務を遂行できる弁護士に外部窓口を委嘱しています。外部窓口（弁護士）に対して、実名で通報を行った場合は、市には実名を伏せて報告された上で調査が行われるため、匿名性が確保されます。

〔外部窓口の委嘱者〕 石光真理弁護士
〒790-0003 松山市三番町6-8-1 太陽生命松山ビル2F
みかん法律事務所 TEL089-993-5255
※委嘱期間は令和5年6月1日～令和7年3月31日で変更がある場合は都度周知

○通報の方法

八幡浜市職員の公益通報に関する要綱第7条で通報様式（公益通報書）が定められています。内部窓口は公益通報書を送付、もしくは、電子メールによる方法、外部窓口は公益通報書を送付する方法とします。

